

1. 趣旨

農業協同組合や営農集団、認定農業者などに対し、園芸農業の持続的な発展を図るために、先進技術の導入や、省力機械・施設等の生産条件の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成することを目的に実施します。

2. 概要

(1) 対象者

- ①農業協同組合
- ②営農集団（3戸以上）
- ③認定農業者 など

(2) 補助対象経費

「水田農業ビジョン」または「産地強化計画」などに位置付けられている、地域で重点的に振興する作物であり、産地の拡大や生産量の増大、生産の省力化などの経営改善を図るための経費

※対象設備は、右表のとおり

(3) 補助率

補助対象経費の1/2、1/3以内を県、1/20以内を市が補助します。

○県補助1/2以内：集落営農組織、雇用型経営推進対策、中山間地対策、果樹緊急対策で実施する場合

○県補助1/3以内：個人、流通・加工施設、夏期の高温対策で実施する場合

※所々例外規定があるため問合せ先に確認してください。

(4) 採択要件

農業協同組合、営農集団（3戸以上）、認定農業者等は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ・「水田農業ビジョン」または「産地強化計画」等に位置づけられている、地域で重点的に振興する作物であること。
- ・産地の拡大や生産量の増大、生産の省力化などの経営改善が図られること。
- ・受益地は農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域内の農用地区域(青地)であること。
- ・個人で事業実施の場合、その個人が認定農業者であること。
- ・営農集団で事業実施の場合、構成員の内最低1名が認定農業者であることに加え、他の構成員についても3年以内に認定農業者になることが見込まれる者であること。
- ・事業費は税抜50万円以上で、個人の上限が5,000万円、集団は15,000万円。
- ・機械の場合、その機械を格納する格納庫が必要。
- ・ハウスの建て替え、機械の買い替え等の“更新”は対象外。
- ・原則として汎用性が高い機械の導入はできない。

【補助対象設備一覧】

対策	補助対象設備や条件等
重点品目産地強化対策	パイプハウス、播種機、移植機 など【☆】
中山間地域対策	【☆】と同じ
省エネルギー化推進対策	注）久留米市における中山間地は田主丸の水縄地区のみ 循環扇、自動換気施設、ウォーターカーテン など 【☆】に加え、トラクター(但し概ね80ps以上) など
雇用型経営推進対策	要件) ①雇用労力が概ね年間2,000時間以上となること(現状達成の場合2,000時間追加) ②作付面積が県平均の1.5倍以上となること(現状達成の場合0.5倍追加)
6次産業化推進対策	加工用機械(建物)、冷蔵・冷凍施設 など
夏期の高温対策	遮光ネットのみ
施設長寿命化対策	耐用年数を超過したハウス等の改修・補強 など 要件) ①法定耐用年数を超過したハウス等であること ②整備後7年間以上営農が継続されると見込まれること
果樹緊急対策	防除機、草刈機、果樹棚 など 要件) 事業実施年度から起算し、過去5年以内に改植を行った園地を受益地に含むこと
「あまおう」生産力強化集中支援対策	高設栽培施設及び附帯施設 要件) ①対象品目は、イチゴであること。 ②受益者毎の対象品目作付面積が、収穫ロボットの導入も図りながら、県平均面積の1.5倍以上又は目標年度までに1.5倍以上になると見込まれること。

【問い合わせ先】

久留米市 農政部 生産流通課（園芸・畜産チーム TEL 0942-30-9164）